

分担金・拠出金の名称		経済協力開発機構（OECD）分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 （当初予算）	3,532,866千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称		経済協力開発機構（OECD）	分担金			A
国際機関等の概要及び 成果目標		（1）当該機関の設立経緯等・目的 欧米先進国を中心とした35の加盟国からなる国際機関。第二次大戦で疲弊した欧州経済の再建を目的としたマーシャル・プランに基づき、1948年にOEEC（欧州経済協力機構）が発足し、1961年、世界的視野に立った国際経済機構としてOECDへ発展的改組、米・加も正式に加盟した。日本は1964年に加盟。経済・社会等多岐にわたる分野において、各国の経済成長、自由かつ多角的な貿易の促進、開発協力を目的として、国際的なルール、標準作り、加盟国間の相互審査、情報・ノウハウの交換、非加盟国・地域への協力を行っている。特に経済政策・分析、貿易・投資、規制制度・構造改革、環境・持続可能な開発、ガバナンスなどの分野において活発な活動を行っている。 （2）拠出に当たっての成果目標 こうした様々なOECDの活動に貢献するとともに、これから多くの知見を得て、我が国自身の経済・社会システムの改善に役立てることを目標とする。				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	・OECDは、①加盟国の経済成長、②開発途上国の健全な経済発展や持続可能な開発への貢献、③貿易・投資の自由化推進を主な目的とし、幅広い分野で専門知識を生かした分析・政策提言を行っている。OECDは先進国間の政策協調の場となっており、OECD資本移動自由化規約、OECD外国公務員贈賄防止条約、OECDモデル租税条約、OECD輸出信用アレンジメント等に見られるように、国際基準の形成において主要な役割を果たしてきた。 ・OECDが年二回発表する「OECD経済見通し（エコノミック・アウトルック）」は加盟国の経済成長率やインフレ率等を予測しており注目度が高く、我が国のマクロ経済政策にも影響を与えている。OECDはまた、豊富な分析・データに基づいて隔年（直近では2017年）で「対日経済審査報告書」を発表している。 ・2016年6月の閣僚理事会では、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、OECDの活動とSDGsの統合、OECDのデータの活用等を含んだ行動計画を採択した。また、G7及びG20の首脳宣言でその重要性が明記されているBEPS（税源浸食と利益移転（Base Erosion and Profit Shifting））プロジェクトの着実な実施や金融口座情報の自動交換の実施に向け、技術的検討やルール・スタンダード作りを行っている他、G20の首脳宣言で合意された鉄鋼の過剰生産能力問題に関するグローバルフォーラムの設立及び取組を支援している。 ・OECDは、国際労働機関（ILO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、世界貿易機関（WTO）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国際原子力機関（IAEA）、国連の各専門機関等と協力しているほか、G20のパートナーとして共同でBEPSプロジェクト等を行っている。また、G7伊勢志摩サミットでは、成長及び開発に対する貿易の積極的な役割に関する有益な取組の実施を委託された実績がある。 ・我が国は、OECD日本政府代表部やG7・G20担当部署等を通じて恒常的に働きかけを行っている。2016年の閣僚理事会で日本は副議長国を務め、閣僚声明でアベノミクスのキーワードでもある「成長と機会及び所得増加の好循環」の必要性を盛り込むことができた。また、2017年の閣僚理事会の閣僚声明において「質の高いインフラを促進する重要性」を確認し、この分野に関する「ガイドラインやグッド・プラクティスの策定を促す」ことを盛り込むことができた。				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	・OECDでは当該機関の財政規則に基づき、内部監査、外部監査を受けており、監査結果は理事会の下級組織である監査委員会で議論、承認され、加盟国に提出されている。また、同じく理事会の下級組織である評価委員会は各サブ委員会の活動を詳細に評価し、勧告を行い、その勧告に基づく取組状況のフォローも行っており、評価結果は理事会に提出され、承認される。 ・OECD全体のガバナンスについては、ガバナンス見直し作業部会が立ち上げられ、2014年12月の理事会で新しい意思決定方式が決定された。また、2015年5月には、今後各加盟国代表と事務総長がガバナンスに関する年次会合を開催することが定められ、2016年5月には、事務総長任命プロセスが整備されるなど、ガバナンスの改善は間断なく実施されている。また、予算についても、2019年以降の制度見直しが検討されているほか、可能な限り効率的な予算編成、執行を求めている。 ・近年では、外部監査でオフィス・スペースに関する外部監査報告書が出され加盟国間で議論された。				

Ⅱ 当該機 関等と日本との 関係につ いて	3 日本 の外交 課題遂行 における 当該機関 等の有用 性	・OECDの様々な活動に積極的に参画し、これらから多くの知見を得て、我が国自身の経済・社会システムの改善に役立てることは、我が国の外交政策のみならず、国内政策の観点からも有用。また、OECDにおける議論・協議は、国際社会におけるルール作り、先進国のレベルの高い「事実上の標準」作りとしての場でもあり、我が国の立場をこのようなルールや標準に反映させる絶好の機会であるところ、これらの議論・協議に積極的に参画することは我が国の外交政策上重要。こうした中、我が国は、米国に次いで第二位の分担金負担国として多くの委員会で議長、副議長、幹事を務めている。仮にこの地位が低下するようなことがあれば、我が国の外交において、OECDを十分に活かすことができないおそれがある。 ・OECDは、日本だけでは実施できない加盟国、非加盟国から幅広い分野の統計データ、政策情報を収集し、そうしたエビデンスに基づく客観的な分析を行っている。 ・OECDのグリア事務総長は多くの局長級を帯同して毎年来日しており、2017年は、安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣ほか複数の閣僚等との会談・表敬を通じ、自由で開かれた貿易・投資の推進や、多角的貿易体制の維持・強化の重要性が再確認された。その他、2015年はマン・チーフエコノミストを招へいし、日本経済の現状、我が国の各諸施策等やアベノミクスの成果への理解を深められた他、2016年はシャール対外関係局長を招へいし、OECDの東南アジア諸国をはじめとするアウトリーチの強化の重要性を確認した。 ・年一回開催されるOECD閣僚理事会には我が国から閣僚級の出席者を出しており、2015年には中山外務副大臣、関経済産業大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官が、2016年には濱地外務大臣政務官、経済産業副大臣、佐藤農林水産大臣政務官が出席。2017年は、藺浦外務副大臣及び松村経済産業副大臣が出席し、グローバル化の恩恵を再確認し、人々の不満の底流にある「格差」に対処するための政策に関する議論に参加した。 ・OECDの提供する報告書、統計、刊行物等は、多くの政府機関、研究・研修機関、大学、民間企業、NGO等で購読・参照されており、政策立案や研究分析等に活用されている。また、OECDの取組には日本の企業団体や労働組合等も関与している。 ・OECDは、海外に展開する日本企業の公平な競争条件の確保に資する各種ルールやガイドラインの策定・実施促進を行っているほか、我が国の震災からの復興の現状や日本産食品のプロモーション等の機会も提供するなど、国益にかなっている。 ・2016年10月OECDグローバル議員ネットワーク会合、2017年6月のOECDフォーラムにおいて、福島県の復興の進捗や同県産食材の安全性をPRする機会を設けることを働きかけ、いずれも実現し、加盟国の多くの国会議員やフォーラム参加者の理解を深めることができたことを高く評価している。
	4 当該機 関等にお ける日本 人職員・ ポストの 状況等	・OECD事務局における専門職以上の日本人職員数は2016年12月31日現在、69名で、専門職以上の全職員数に占める割合は4.18%であり、前年同期の67名から69名に推移している。幹部クラスの日本人職員としては、2017年8月現在、河野事務次長、貞森IEA局長、藤原NEA次長、上田開発センター次長の4名が勤務している。 ・OECD事務局における専門職以上の日本職員の割合は4.18%（69名／1650名）で、これは日本再興戦略に掲げた2015年までに国連関係機関の日本人職員を1000人とする目標に向けた水準（3.1%（1000人／国連関係機関職員総数約32,000人）を上回っている。 ・日本はコーポレートガバナンス委員会の議長、投資委員会の副議長のほか、多くの各委員会・作業部会等でビューローを務めており、運営において影響力を行使している。また、東南アジア地域プログラムをはじめ、多くのプログラムの共同議長をつとめている。 ・例年1回、OECD人事幹部及び担当が訪日し、合同キャリアフェア等を開催しているほか、大学で就職セミナー等を実施している（2016年11月時点の対象大学は東京工業大学、京都大学、東京大学、早稲田大学）。 ・日本人職員増強のために、OECD人事部局と定期協議を行っている他、OECD幹部訪日時に働きかけを行っている。
	5 日本 の拠出 金等の 執行管 理にお けるPD CAサイ クルの 確保	・以下のとおり、PDCAサイクルが確保されている。 PLAN: OECD閣僚理事会（MCM）（例年5月又は6月頃に開催）の議論を踏まえ、各委員会・作業部会において、翌年の事業計画・予算案を協議、策定。その後、予算委員会での議論を経て、最高意思決定機関である理事会で承認。 DO: 各委員会・作業部会等における事業の実施。年に複数回ある委員会・作業部会等における事業活動への加盟国の参画、モニタリング。 CHECK: 内部・外部監査、評価等により、OECDの活動・会計を確認。監査・評価結果を提言とともに、監査委員会、理事会において加盟国に報告。 ACT: 監査報告における提言が、事務局の各部局の運用に反映。加盟国は、監査委員会等で、提言の実施状況を確認。
担当課室名		経済協力開発機構室